

平成21年12月22日

会 員 各 位

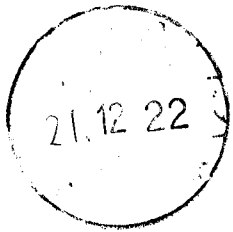
茨城県毒物劇物保安協会

会長 佐々木 保

(公印省略)

爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について

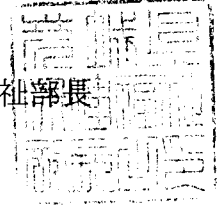
このことについて、平成21年12月21日付け薬第1226号をもって茨城県保健福祉部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。



薬 第 1 2 2 6 号
平成21年12月21日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

茨城県保健福祉部長



爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について

毒物及び劇物や医薬品等の適正な管理等の推進については、日ごろより種々配慮をいただき感謝申し上げます。

本年10月、毒物劇物販売業者が、爆発物を製造しようとした者に対し、毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）で義務づけられた書面の提出を受けることなく劇物を販売したこと等により、毒劇法違反容疑で検挙された事案が発生したところです。

つきましては、爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤に関し、下記事項にご留意のうえ、保管管理の徹底、譲渡手続き及び交付の制限の厳守等を適正に実施していただきますよう貴会会員に対してよくお知らせください。

記

- 1 毒劇法に規定する毒物及び家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売を自粛し、代替品購入を勧めること。やむを得ず販売する際には、一般消費者に対し必ず保管管理や廃棄の義務について説明の上で販売すること。
- 2 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム（以下「爆発物の原料となり得る化学物質」という。）及びそれらの製剤のうち、毒劇法に規定する劇物に該当するもの（以下「爆発物の原料となり得る劇物」という。）について、同法に基づき、適切な保管管理を行うとともに、譲渡手続及び交付制限を厳守し、また、盗難又は紛失事件が発生したときは、直ちに警察署に届けること。
- 3 爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤のうち、薬事法に規定する劇薬に該当するものについて、同法に基づき、適切な保管管理を行うとともに、譲渡手続及び交付制限を厳守すること。また、盗難又は紛失事件が発生したときは、直ちに警察署に届けられたいこと。
- 4 爆発物の原料となり得る化学物質のうち、劇物又は劇薬に該当しないものについて、販売を行った化学物質の名称（又は販売名）、数量、その他販売の記録を記載した書面（電磁的記録を含む。）を保存するよう努められたいこと。また、盗難又は紛失を防止するのに必要な措置を講じるなど、適切な保管管理を行うよう努められたいこと。さらに、盗難又は紛失事件が発生したときには、直ちに警察署に届けられたいこと。
- 5 爆発物の原料となり得る化学物質について、一般消費者に対してインターネットを利用した販売を行う場合、又は大量に販売を行う場合には、購入者の連絡先及び使用目的を確認・記録した上で行うこととし、使用目的が不審若しくはあいまいである者又は社会通念上妥当でないおそれがあると認められる者には、販売を差し控えるとともに、当該者の不審な動向について直ちに警察署に届けられたいこと。

参考1：事件の概要

専門学校生の少年に対し、今年2月、毒物及び劇物取締法で定められた譲渡手続を行わずに、塩素酸カリウム等の劇物の販売を行ったとして、同年10月に東京都中央区の毒物劇物販売業者が書類送検されたもの。

参考2：

通知物質に対する毒物及び劇物取締法等に基づく規制と指導事項について

	爆発物の原料となり得る化学物質 (塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、 硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン、硝酸カリウム)		
	劇物	劇薬	それ以外
規制の根拠法	毒物及び劇物取締法	薬事法	—
譲渡手続・交付制限 (販売記録の保存を含む)	法第14条 第1項～第4項 法第15条 第1項～第4項	法第46条 第1項～第4項 法第47条	指導 (販売記録の保存)
保管管理	法第11条 第1項～第4項	法第48条	指導
盗難・紛失時の 警察への届出	法第16条の2 第2項	指導	指導
インターネット販売 時及び大量販売時に おける連絡先及び使 用目的の確認	指導	指導 ※インターネット 販売は原則第3類 医薬品に限る	指導
不審者への販売差し 控え・警察への届出	指導	指導	指導
対象物質	医薬品・医薬部外品 以外の下記物質 塩素酸カリウム 塩素酸ナトリウム、 硝酸、硫酸、塩酸、 過酸化水素 (一部、濃度等に よる除外規定あり)	医薬品たる下記物質 塩素酸カリウム 塩素酸ナトリウム、 硝酸、硫酸、塩酸、 過酸化水素 (一部、濃度等に よる除外規定あり)	劇物及び劇薬に該当 しないもの